

鶴ヶ島ゴルフ倶楽部 利用約款

第1条 (約款の適用)

当ゴルフ場（付帯施設および乗用カートの利用を含む）をご利用される方（会員・非会員を問わず）（以下「ご利用者」という。）は、快適で安全なプレーをお楽しみいただくため、当クラブ規約、細則、営業のご案内等による定めその他本約款の定めに従ってご利用頂きます。

第2条 (利用契約の成立)

ご利用者は、本約款確認のうえで所定の受付カードに署名してご利用のお申し込みをしてください。これにより、当クラブは署名者との利用契約が成立します。

第3条 (利用の申し込み、予約金、違約金等)

当ゴルフ場をご利用されるときは、営業のご案内等の定めにより、プレー日およびスタート時間を予約していただきます。お申し込みの際は、予約金のお支払いを求めることがありますが、その取り扱いおよびキャンセルの場合の違約金手続については、当ゴルフ場の営業のご案内等の定めに従っていただきます。

第4条 (利用の拒絶、利用継続の拒絶)

当ゴルフ場は次の場合には当該申し込みの受理を取り消し、ご利用またはご利用の継続をお断りします。

- ①満員でスタート時間に余裕がないとき。
- ②ご利用者がその情を知らずながら暴力団員を同伴し、または暴力団員を紹介して利用させたとき。
- ③天災その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズにするとき。
- ④利用者が公の秩序、もしくは善良な風俗に反する行為をなす恐れがあると認められたとき。集団的に、または常習的に暴力行為を行う恐れがあると認められたとき。
- ⑤その他の理由により当ゴルフ場をご利用されることが好ましくない事由があるとき。
- ⑥その他本約款に違反したとき。

第5条 (暴力団員等の入場、施設利用の拒否)

当ゴルフ場は、施設利用者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成4年3月1日施行）による指定暴力団及び指定暴力団員等（以下「暴力団」及び「暴力団員」という）又はその関係者、その他反社会的勢力であると認められる者の入場及び施設利用をお断りいたします。予約後に認知した時はその契約を無効とし、施設の利用開始後に認知した時は直ちに退場して頂きます。

第6条 (プレーを中止したときの料金)

理由を問わず、最初のホールのティーショットを打ち終えた後のプレー中止については、別に定める料金（グリーンフィ、カート及びキャディフィ、諸経費、ゴルフ利用税）の全額をお支払いをお願いします。

第7条 (休業日・開場時間)

当ゴルフ場の各施設の休業日と開場時間は当ゴルフ場の定めるところによります。ただし、臨時に変更することがあります。

第8条 (貴重品)

1. 貴重品については、必ず当ゴルフ場所定の封筒に入れ、記名封印してフロントにお預けください。お預け頂けない場合は当ゴルフ場は責任を負いません。
2. 前項のお預り品は、預り証のご持参の方に対して、預り証と引き換えにお返しいたします。この場合は、当ゴルフ場のお預り品に対する責任は免責されたこととなります。
3. 第1項のお預り品を受領された方は、その場で必ず封印をご確認のうえ開封してください。
4. 第2項の預り証を紛失した場合は、直ちに届け出てください。なお、届け出前に第三者がすでに預り証によりお預り品を引き換えた場合は、当ゴルフ場は一切責任を負いません。

第9条 (携帯品・自動車)

ご利用者の携帯品や駐車場の自動車の盗難（車上盗難を含む）および事故につきましては、当ゴルフ場は責任を負いません。

第10条 (ロッカーの利用)

1. ロッカー内の諸物品の紛失・盗難等の事故につきましては、当ゴルフ場は責任を負いません。
2. 当ゴルフ場が緊急と認めるときは、ロッカーを開扉し点検することがありますので、あらかじめご了承ください。

第11条 (乗用カートのご利用)

1. 乗用カートは安全を第一としてご利用いただき、自動車の運転免許証取得者のみ運転ができるものとします。また、運転者およびその他のご利用者は、別に定める乗用カート利用約款を厳守してください。
2. 乗用カートは歩経路およびカート道を利用し、フェアウェイに乗り入れないでください。
3. 運転者は乗用カートに故障等のある場合、またはそのおそれがある場合、直ちに従業員にお申し出てください。
4. キャディカート（乗用カートを含む）は、キャディが特に依頼した場合、またはセルフプレーの場合に運転できるものとし、運転にあたっては前3項を準用いたします。

第12条 (危険防止責任とゴルフルール・エチケット・マナーの厳守)

ゴルフは時により自他共に危険を伴う場合がありますので、ご利用者はゴルフルール・エチケットおよびマナーを守り、キャディのアドバイスおよび安全確認の合図の如何にかかわらず自己の責任により安全を確認したうえでプレーして頂きます。

第13条 (ティグランドにおける素振り)

当該打順のご利用者のクラブの素振りは、ティマーク内の打席または特に指定された場所以外ではなさないでください。次打順以下のご利用者は、みだりにティグランドに立ち入らないでください。

第14条 (飛距離の確認)

後続組のご利用者はキャディのアドバイス如何にかかわらず、自己の飛距離を自分で判断して安全確認のうえ、先行組に打ち込まないようプレーしてください。

第15条 (フォアキャディおよびシグナルによる合図)

フォアキャディおよびシグナルによる合図は、先行組が通常第2打を打ち終わり通常の飛距離外に前進したと判断されるときに合図でありますから、合図があっても、ご利用者は自己の飛距離を自分で判断して安全確認のうえプレーしてください。

第16条 (打者の前方に出ないこと)

同伴者は、打者の前方には絶対出ないで下さい。その結果の事故、また、その他のご利用者同志の打球事故については、ご利用者間において解決して頂くこととし、ゴルフ場は一切責任を負いません。

第17条 (隣接ホールへの打ち込み)

1. 隣接ホールへの打ち込みは特に危険ですから、打ち込むことのないようご利用者は自己の飛行方向について適切に判断し慎重にプレーしてください。
2. 隣接ホールに打ち込んだ場合には、そのホールのご利用者に合図をし邪魔にならないようプレーするとともに、自己の同伴ご利用者にも充分気をつけてプレーしてください。

第18条 (退避)

先行組のご利用者が、ショートホール等で後続組に対して打球させるときは、後続組のご利用者全員が打ち終わるまで安全な場所に退避してください。

第19条 (ホールアウト後の退去)

ホールアウトした場合は、直ちにグリーンを去り後続組の打球に対し安全な場所を通り、次のホールへ進んでください。

第20条 (雷鳴があった場合)

雷警報があった場合もしくは雷鳴があった場合には、当ゴルフ場の指示の有無にかかわらず直ちにプレーを中止し、退避所等安全と思われる場所に退避してください。

第21条 (火気使用の禁止)

コース内やクラブハウス内の喫煙等の火気使用は、所定場所以外は厳禁します。マッチの燃え殻、煙草の吸い殻は、必ずよく消して灰皿にお入れください。

第22条 (プレー終了後のクラブ等の確認)

ご利用者がプレーを終了した場合は、クラブ等を点検し、間違いがないか慎重に確認してください。ご確認後は、クラブの不足キズ等について、当ゴルフ場は責任を負いません。

第23条 (施設に損害を与えた場合)

1. ご利用者の故意または過失により、当ゴルフ場の施設に損害を与えた場合は、その損害額を支払って頂きます。
2. 当ゴルフ場の施設の器具・備品等を持ち出した場合は、前項を準用いたします。

第24条 (施設内への持込品)

当ゴルフ場内の施設に下記のものを持ち込むことをお断りいたします。

- ①動物等ペット類
- ②著しく悪臭を放つもの。
- ③銃砲・刀剣類。
- ④発火・爆発のおそれがある危険物。
- ⑤騒音を発するもの。
- ⑥その他前各号に準ずるものおよびゴルフ場施設の適正な利用を妨げるもの。

第25条 (行為の禁止)

当ゴルフ場施設内で下記の行為はお断りいたします。

- ①賭博・その他風紀を乱す行為。
- ②物品販売・宣伝広告等の行為。
- ③ご利用者以外のコース内立入り。(特に許可する場合は除く。)
- ④無断の写真撮影、録音等の行為。
- ⑤高声・高唱等によるプレーの進行、クラブ品位の維持を乱す行為。
- ⑥他の人に迷惑を及ぼし、または不快感を与える行為。
- ⑦施設の器具、備品等を持ち出す行為。
- ⑧アルコール類飲用後の乗用カートの利用。
- ⑨入墨者の浴室への入場。
- ⑩その他前各号に準ずる行為およびゴルフ場施設の適正な利用を妨げる行為。

第26条 (バックの引渡し・宅配便等の取扱)

1. お帰りの際、バックの引渡しは引き換え券と引き換えにお渡し致します。
2. 宅配便等によるクラブの紛失、損害については、当ゴルフ場は一切責任を負いません。

第27条 (違背の場合の責任)

ご利用者が第9条乃至第13条、第15条に違背し、第三者に損害等の事故を発生させた場合、第8条乃至第11条、第14条乃至第18条、第20条、第22条、第23条に違背し、自ら損害等の被害を受けた場合は、当ゴルフ場は一切損害賠償等の責任を負いません。

第28条 (信義則)

その他規約、本約款に定めない事項はゴルフプレーヤーの精神にのっとり信義、誠実の原則に従って解決されるものとします。

第29条 (管轄合意)

この契約により紛争が生じたときの裁判所は、さいたま地方裁判所を専属管轄裁判所とすることに合意してご利用いただきます。